

行基と道慈と智光

① 道慈（六七四？～七四四）

(i) ふたつの道慈伝

『続日本紀』天平十六年冬十月二日

律師の道慈法師が卒した。法師の俗姓は額田氏で、添下郡の人である。生まれつき物わかりが良く早く賢く、ひとびとにあげられた。大宝元年（七〇一）遣唐使に随つて唐に行き、經典を広く学び、中でも三論に精通していた。養老二年（七一七）に帰朝した。この時仏門で秀でた者は道慈法師と神叡法師の二人だけであった。また道慈法師は、愚志一卷を著して僧尼のことを論じた。その大略は「今、日本の僧侶や俗人が仏法を修行するきまりを見ると全く大唐の僧・俗が仏教の法則を伝えるのと異なっている。もし經典に従つてそれを行えばよく国土を守ることが出来、もし憲章に従わねば、人民の利益にならない。一個の仏法も万民の家々での善行も、どうして形ばかりの決まりに従つてよかるうか。慎まなければならぬ。」というものである。その弟子で道慈の業績をひきついでている者は、今も絶えることがない。先頃大安寺を平城京に移転する時、天皇は法師に勅してそのことを担当させた。法師は、特に工作の技術に詳しく、建物の構成や部分の形成まで、みなその模範の教えを受け継ぎ、あらゆる工匠までが感服しないものはなかった。卒した年は七十有余であった。（宇治谷孟訳）

『懷風藻』

釈道慈は俗姓額田氏、添下郡の人。少くして出家し、聰敏にして学を好む。英材明悟、衆に推さる。大宝元年、唐国に遣学す。妙しく三論の玄宗に通じ、広く五明の微旨を談ず。時に唐国中に義学の高僧一百人を簡び、宮中に請入して、仁王般若を講ぜしむ。法師、学業穎秀、選中に預かり入る。唐王、その遠学を憐み、特に優賞を加う、西土に遊学すること、十有六歳。養老二年、本国に帰り來たる。帝嘉して、僧綱律師に拜す。性甚だ骨鯁、時に容れられず。任を解きて帰り、山野に遊ぶ。時に京師に出で、大安寺を造る。年七十余。

(ii) 道慈の入唐

大宝遣唐使の意義

遣唐使の空白期 六六九年～七〇〇年

「日本国」最初の遣唐使

仏教界と遣唐使

大宝二年(七〇二) 遣唐使 道慈の入唐

養老元年(七一七) 遣唐使 玄昉の入唐

養老二年(七二八) 帰国 道慈の帰還、『金光明最勝王経』(七〇三年 義

浄訳) をもたらすか

天平五年(七三三) 遣唐使 戒師招請のために栄叡・普照入唐

天平六年(七三四) 帰国 玄昉の帰国、法相宗と唐の宮廷仏教の導入

↓内道場

天平八年(七三六) 帰国 道叡・菩提遷那の来日

唐での道慈 (i) の史料参照

『懐風藻』

在唐奉本国皇太子 釈道慈

三宝持聖徳 百霊扶仙寿 寿共日月長 徳与天地久

唐に在って本国の皇太子に奉る 釈道慈

三宝聖徳を持し 百霊仙寿を扶く 寿は日月とともに長く 徳は天地ととも

みに久し

*首皇子(聖武天皇)の立太子 和銅七年(七二四)

② 道慈在唐時の日本仏教

(i) 行基(六六八～七四九)とその集団の活動

『続日本紀』養老元年(七一七) 四月壬辰

詔して曰く、「(上略) 凡そ僧尼は寺家に寂居して、教を受け道を伝う。令に准るに云わく『其れ乞食する者あらば三綱連署せよ。午前に鉢を捧げて告げ乞え。此に因りてさらに余の物を乞うことを得じ』という。まさに今、小僧行基あわせて弟子ら、街衢に零疊して妄に罪福を説き、朋党を合わせ構えて、指臂を焚き剥ぎ、門を歴て仮説して、強いて余物を乞い、詐りて聖道と称して百姓を妖惑す。道俗擾乱して四民業を棄つ。進みては釈教に違ひ、退きては法令を犯す。二なり。(下略)

律令国家の仏教政策 『僧尼令』による保護と統制

凡そ僧尼、寺院に在るに非ずして、別に道場を立てて、衆を聚めて教化し、あわせて罪福を説き、及び長宿を殴ち撃たば皆選俗。(第五条)

養老五年(七二一)、平城京右京三条三坊に寺史乙丸の宅を菅原寺とす。

(ii) 行基への禁圧強化

養老六年七月己卯(十日)の太政官奏(『類聚三代格』)禁圧の強化

近ごろ在京の僧尼、浅識軽智を以て、罪福の因果を巧に説き、戒律を練らずして、都裏の衆庶を詐り誘う。内に聖教を黷し、外に皇猷を虧けり。遂に人の妻子をして剃髮刻膚せしめ、動れば仏法と称して、輒く室家を離れしむ。綱紀に懲ること無く、親夫を顧みず。或は経を負ひ鉢を捧げて、街衢の間に乞食し、或は偽りて邪説を誦して、村邑の中に寄落し、聚宿を常として、妖訛群を成せり。初めは脩道に似て、終には擾乱を挟めり。永くその弊を言ふに、特に禁断すべし。

(iii) 帰国後の道慈の活動

『続日本紀』養老三年十一月朔 道慈と神叡に食封五十戸を施して顕彰

僧綱に詔して曰く(上略)道慈法師(三輪宗の学僧)は遠く海路をわたり遠隔の地に異説を探究し、はるか唐に渡って秘められた書物によって、奥深い要を究めた。また、高僧の教えを親しく実践し、名声を中国にまで響かせた。二人が守っている戒律の珠玉は、満月を抱いているようであり、知恵の水の豊かなことは海水にも劣らぬほどである。(下略)(宇治谷孟訳)

*道慈と長屋王(六七六?~七二九)

『懐風藻』

初春竹溪山寺に在り長王宅において宴す、追つて到を辞す

緇素杳然として別る 金漆涼に同じうし難し 納衣寒体を蔽ひ 綴鉢飢
嚙に足れり 蘿を結んで垂幕となし 石に枕して巖中に臥す 身を描んで
て俗累を離れ 心を滌いで真空を守る 杖を策いて登峻に嶺り 襟を披い
て和風を襲く 桃花雪冷々たり 竹溪山沖々たり 春に驚いて柳変ずると
いへども 餘寒单躬にあり 僧はすでに方外の上 何ぞ煩はしく宴宮に
入らん

長屋王願経 神亀五年(七二八)

長屋王御願書写大般若経御願文 検校藤原寺僧道慈

『統日本紀』天平元年十月七日

弁浄法師を大僧都とす、神叡法師を少僧都、道慈法師を律師。

③ 行基の転身

(i) 社会活動家行基の誕生

『行基菩薩伝』

神亀二年(七二五)九月一日、諸弟子等を將いて修状多行し、山崎川に到る。船暇を得ずして掩留す。河中に一大柱あるを見て、大菩薩問いて云く「彼の柱、知る人あるや」と。或る人申して云く「往昔、耆旧尊船大徳(道昭)渡すところの橋柱」と云々。ここに大菩薩、発願して、同月十二日より始めて、山崎橋を渡す。

※道昭(六二九〜七〇〇) 船惠尺の子。六五三〜六六〇ころ唐に留学。

郷里和泉での活動

神亀元年(七二四) 清浄土院 和泉国大鳥郡葦田里

同年 同尼院 和泉国大鳥郡日下郷高石村

神亀三年(七二六) 檜尾池院 和泉国大鳥郡和田郷

神亀四年(七二七) 大野寺・同尼院 和泉国大鳥郡大野村

天平三年(七三一) 狭山池院・同尼院 河内国丹北郡狭山里

天平六年(七三四) 久米多院 和泉国泉南郡下池田村

その他、薦田尼院(?)、深井尼院、鶴田池院、大庭院

*活動の特徴 溜池とのむすびつき(『行基年譜』所収「天平十三年記」)

狭山池、土室池、長土池、薦江池、檜尾池、茨城池、鶴田池

久米多池(溝の付属)、物部田池(溝も付属)

溜池築造の理由

『統日本紀』養老七年(七二三) 四月辛亥条 三世一身の法

太政官奏すらく、「頃者百姓漸く多く、田池搾狭なり。望み請ふらくは、天下に勅め課せて、田疇を開闢かしめむ。其れ新たに溝池を造り、開墾を営む者あらば、多少に限らず、給して、三世に伝へしめむ。もし旧の溝池を逐はば、其の一身に給せむ」と。奏してこれを可とす。

早魃との関係も

『統日本紀』天平四年七月丙午

両京・畿内及び二監(和泉と芳野)に令して、内典の法に依り、以て雨を請わしむ。

『同』天平四年十二月丙戌 河内国丹比郡狭山下池を築く。

(ii) 行基と国家事業

行基と難波と聖武天皇

神亀三年(七二六) 藤原宇合を知造難波宮事とする

天平四年(七三一) 宇合らに物を賜う

天平六年(七三四) 難波京の宅地を班給する

難波京造営期(七二六〜七三四) の行基の活動

(iii) 道慈と国家仏教

『続日本紀』天平九年四月壬午。

律師道慈言く。「道慈、天勅を奉じて此大安寺に住む。修造以来。此の伽藍に災事あるを恐れ、私に淨行僧等を請い。毎年大般若經一部六百卷を転ぜしむ。此に因り、雷声あるといえども。災害する所無し。請うらくは、自今以後。諸国の進む調庸各三段物を撮取し、以て布施に充て、僧百五十人を請いて此の經を転ぜしめん。伏して願くは。護寺鎮国・平安聖朝、此の功德を以て永く恒例となさん」と。勅して許す。

『続日本紀』天平九年十月丙寅(二十六日)

金光明最勝王經を大極殿に講す。朝庭の儀、もはら元日に同じ。律師道慈を請うて講師とし、堅蔵を読師とす。聴衆一百、沙弥一百。

⑧ 恭仁遷都と行基

天平十二年十月 伊勢に行幸。十二月 恭仁に行幸 遷都を宣言

泉大橋と泉橋寺 行基の事業



出家志願者（優婆塞）を用いた工事

『続日本紀』天平十三年十月癸巳（十六日）、

賀世山の東の河に橋を造る。七月より初めて今月に至りてすなわち成る。畿内と諸国との優婆塞等を召してこれに役ふ。成るに随いて得度せしむ。惣て七百五人。

④ 道慈の去就

(i) 玄昉の登場と道慈の隱遁

道慈の律師辞任の時期

『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』

一帳大般若四処十六会図像

一帳華嚴七処九会図像

右、天平十四年歲次壬午を以て、十代天皇の奉為に、前律師道慈法師・寺主僧教義等の造り奉る者、

⑤ 大僧正行基

(i) 大仏造営と大僧正任命

大仏造営の詔（『続日本紀』天平十五年十月十五日）

朕、薄徳を以て、恭しく大位を承く。（中略）ここに天平十五年歲次癸未十月十五日を以て、菩薩の大願を發して、盧舍那佛金銅の像一軀を造り奉る。国銅を尽して象を鎔かし、大山を削りて以て堂を構え、広く法界に及して、朕が知識となし、遂に同じく利益を蒙りて、共に菩提を到さしめん。それ天下の富を有つ者は朕なり。天下の勢を有つ者は朕なり。此の富勢を以て、此の尊像を造ること、事の成り易くして、心は至り難し。但し恐らくはいたずらに人を勞することありて、能く聖を感じる事無く、或いは誹謗を生して、反つて罪辜に墮せんことを。是の故に、知識に預かる者は、ねんごろに至誠を發して、各、介福を招き、よろしく日毎に盧舍那佛を三拝し、おのずからまさに念を存し、各、盧舍那佛を造るべし。もし更に、人の一枝の草、一把の土を持って、像を助け造らんことを請願するものあらば、ほしままにこれを聴せ。

『続日本紀』天平十五年十月十九日

皇帝、紫香樂宮に御して、盧舍那佛像を造り奉らんがために、始めて寺地を開く。是に行基法師、弟子を率いて衆庶を勧誘す。

『続日本紀』天平十七年正月己卯

詔して行基法師を以て大僧正となす。

*天平十七年十一月 玄昉、筑紫・観世音寺に左遷（翌年六月死去）

当時の僧綱

僧正 天平九年八月 玄昉

大僧都 天平九年八月 良敏 天平十一年十月 行達

少僧都 天平十年閏七月 行達 榮弁

律師 天平十年閏七月 行信（十九年以降、大僧都）

⑥ 智光と行基

景戒『日本靈異記』中巻

智者、変化の聖人を誹り妬みて、現に閻羅の闕に至り、地獄の苦を受けし縁第七

釈智光は河内の国の人にして、その安宿郡鋤田寺の沙門なりき。俗姓は鋤田連、後に姓を上村主と改む（母の氏は飛鳥部造なり）。天年聡明にして、智恵第一なり。孟蘭盆・大般若・心般若等の經の疏を製し、諸学生のために仏教を読み伝ふ。

時に沙弥行基といふひとありき。俗姓は越の史なり。越後国頸城郡の人なり。母は和泉国大鳥郡の人にして、蜂田の葉師なり。（中略）内に菩薩の儀を密し、外には声聞の形を現す。聖武天皇、威徳に感ずるがゆえに、重みし信けたまふ。時の人、歎み貴び、美めて菩薩と称す。天平十六年甲申（七四四）の冬十一月を以て、大僧正に任ぜらる。

ここに智光法師、嫉妬の心を発して非りて曰く、「吾はこれ智人なり。行基はこれ沙弥なり。何の故にか、天皇、吾が智を齒へたまはずして、唯沙弥をのみ誉めて用ゐたまふ」と。時を恨み、鋤田寺に罷りて住む。

たちまちに痲病を得、一月ばかりを経たり。命終の時の望みて、弟子に誡めて曰く、「我死なば、焼くことなかれ。九日十日置きて待て。学生、我を問はば、答へて、縁ありて東西すとうふべし。留めて供養し、ゆめ、他に知らずることなかれ」と。（下略）

時に閻羅王の使二人、来て光師を召す。西に向かひて行き、見れば前の路に金の楼閣あり。「こは何の宮ぞ」と問ふ。答へて曰く、「葦原の国にして名に聞こえたる智者、何の故にか知らざる。まさに知れ、行基菩薩まさに來たり生まれたまはむ宮なり」と。

その門の左右に二の神人立つ。（中略）即ち北の方を指して曰く、「此の道より將て往け」と。使に副ひて歩む前に、火を見ず、日の光に非ずして、甚

だ熱き氣、身に当たり面を炙る。(中略)「何ぞ、かく熱き」と問ふ。答ふ、「汝を煎らんがための地獄の熱き氣なり」と。(以下、熱き鉄柱を抱くこと三日、同じく銅柱を抱くこと三日、阿鼻地獄で焼き煮らるること三日を経て、金の宮の門前に還る)

宮の門の在る二人告げて言はく、「師を召す因縁は、葦原の国にありて行基菩薩を誹謗す。その罪を滅ぼさむがために、故に請け召すらくのみ。彼の菩薩は、葦原の国を化しをはりて、此の宮に生まれむとす(中略)ゆめ、黄泉竈火物(よもつへもの)を食らふことなかれ、今しは忽ちに還れ」と。使とともに東に向かひて還り来る。あひだ唯、九日を経たり。(その後、難波にいる行基のもとに謝罪に赴く)

智光大徳は、法を弘め教を伝へ、迷を化し正に趣かしめ、白壁天皇(光仁)の御世を以て、智囊は日本の地を蛻し、奇神は知らざる堺に遷りき。

*伝説の背景 行基の優遇に対する既存の仏教界の反発 河内の民間仏教

『般若心経述義』(天平勝宝四年(七五二))序文

智光、生れてより九歳、兩処を避け、伽藍に遊止す、然るに志学より、天平勝宝四年中に至る三十箇年中、専ら松林に憩い、身を縛し神を研ぎ、礼誦の堪ゆるに随いて、聖教を周覽す。其の最要の者は、唯此経なり。

*天平勝宝四年(七五二)より三十年前、七二二年に志学(十五歳)

*慶雲四年(七〇六)の生まれか 行基は六六八年生まれ

『日本靈異記』末尾↓没年は宝亀年間(七七〇〜七八〇)

行基が活躍した天平時代には、「専ら松林に憩」つていた。

実際に行基を誹謗したのは誰か

『統日本紀』天平十八年六月十八日

僧玄昉死す。玄昉、俗姓阿刀氏。靈龜二年、入唐し学問す。唐の天子、尊昉を尊びて、三品に准じ紫の袈裟を着せしむ。天平七年、大使多治比真人広成に随いて還り帰す。経論五千余卷及び諸の仏像を齎し來たる。(中略)是より後、榮寵日に盛んにして、稍、沙門の行に乖く。時人これを惡む。是に至りて徙所に死す。世、相い伝えて云く、藤原広嗣の靈の害するところと。